## 春日井市不当要求行為等対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する市 民の信頼を確保し、公正かつ公平な市政の運営に資するため、不当要求行為等に対 し必要な措置を講ずることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「不当要求行為」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 市が行う許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
  - (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関し不適当な行為
  - (3) 本市の競争入札の参加資格を有する業者に関し、特定の業者の経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為
  - (4) 人事(職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。)の公正を害する行為
  - (5) 市が行おうとしている不利益処分に関し、当該不利益処分の被処分者となるべき事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は要綱で定められた基準等の規定に違反 する行為であって、当該行為により特定の事業者等又は個人が有利な取扱いを 受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- 2 この要綱において「暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した 手段」とは、次に掲げる行為をいう。
  - (1) 暴力行為 身体の一部や器具を使って、故意に相手を傷つけようとする行為又 は相手が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込むほどの脅迫行為若しくは正 常な業務が遂行できない程度の喧騒行為をいう。
  - (2) 正当な理由もなく面接を強要する行為 正常な状態で面談することが困難と し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為を いう。

- (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為 大声又は相手を 罵倒する言動等で、聞くに堪えない程度の不快感を与える行為をいう。
- (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとする行為 権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為をいう。
- 3 この要綱において「課等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 春日井市行政組織規則(昭和49年春日井市規則第12号)第3条及び第23条に 規定する課並びに第3章に規定する出先機関
  - (2) 春日井市市議会事務局処務規程(昭和57年春日井市議会告示第2号)第2条 に規定する課
  - (3) 春日井市監査事務局規程(平成4年春日井市監査委員告示第1号)第2条に 規定する課
  - (4) 春日井市会計管理者補助組織規則(平成19年春日井市規則第2号)第2条に規 定する課
  - (5) 春日井市上下水道部組織規程(昭和49年春日井市水道事業管理規程第2号。以下「規程」という。)第2条に規定する課及び第3章に規定する出先機関
  - (6) 春日井市教育委員会事務局等組織規則(昭和49年春日井市教育委員会規則第 1号)第2条に規定する課並びに第4条から第6条までに規定する出先機関 (職員の責務)
- 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、市民に対し、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかなければならない。
- 2 職員は、違法な行為又は不当要求行為があった場合は、これを拒否しなければならない。
- 3 職員は、不当要求行為又は暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸 脱した手段により要求の実現を図る行為(以下「不当要求行為等」という。)があ

- った場合は、直ちに上司及び第5条第2項の対策責任者に報告しなければならない。 (管理監督者の責務)
- 第4条 課等の所属職員の公正な職務の遂行の確保及びその行動について適切な指導監督を講じるために、管理監督者を置く。
- 2 管理監督者は、春日井市管理職員等の範囲を定める規則(昭和 57 年公平委員会規 則第3号。以下「規則」という。)別表に規定する課長、主幹、課長補佐、副主幹、 所長、所長補佐、館長及び館長補佐並びに規程第4条第1項に規定する課長、課長 補佐及び所長並びに同条第2項に規定する主幹及び副主幹をもって充てる。
- 3 管理監督者は、所属職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適 切に指導監督しなければならない。
- 4 管理監督者は、不当要求行為等に関する記録を整理し、適切に保管するとともに 異動に際しては、後任者に確実に引き継がなければならない。

(対策責任者)

- 第5条 課等の不当要求行為等を防止するとともに適切な対策を講じるために、当該 課等に不当要求行為等対策責任者(以下「対策責任者」という。)を置く。
- 2 対策責任者は、規則別表に規定する課長、所長、館長、場長及び園長並びに規程 第4条第1項に規定する課長及び所長をもって充てる。
- 3 対策責任者は、不当要求行為等の防止及び対策に関する課内の総括、連絡調整、 情報交換、相談及び指導並びに春日井市不当要求行為等対策委員会との連絡等を行 うものとする。
- 4 対策責任者は、所属職員から第3条第3項の規定による報告を受けたときは、規則第25条第1項に規定する部長又は室長に報告し、及び適法かつ公正な職務の遂行を確保するため必要な措置を講じる必要があると認めるときは、春日井市不当要求行為等対策委員会に通知しなければならない。この場合において、同委員会への通知は、不当要求行為等発生通知票(別記様式)に相手方との面談記録その他必要な資料を添付して行うものとする。
- 5 対策責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律

第77号) 第14条第1項に規定する不当要求防止責任者として、愛知県公安委員会の開催する責任者講習の受講その他同法に定める不当要求の防止に係る業務を行うものとする。

(春日井市不当要求行為等対策委員会)

- 第6条 市の業務執行における不当要求行為等を未然に防止するとともに、市として の統一的な対応方針等を定めることにより、職員の安全と公務の円滑かつ適正な執 行を確保するために、春日井市不当要求行為等対策委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 2 委員会は、委員長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 委員長は、市長が指名する副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長が不当要求行為等を受けた場合及び委員長に事故あるとき又は委員長が 欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員会は、必要に応じて関係職員及び市の顧問弁護士の出席を求めることができる。
- 8 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委員会の所掌事務)

- 第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 第5条第4項の規定に基づく通知に関する対応方針及び事後措置の協議検討
  - (2) 不当要求行為等に関する情報交換及び課等の連絡調整
  - (3) その他市長が必要と認める事項

(不当要求行為等の行為者への警告及び法的措置)

- 第8条 市長は、委員会の協議結果に基づき、不当要求行為等の行為者に対して文書 で警告を行うことがある。
- 2 市長は、競争入札の参加資格を有する業者に対して前項の警告を行った場合は、 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成5年4月1日施行)に定める

ところにより、当該業者に対し指名停止その他必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、委員会の協議結果に基づき必要があると認めるときは、告訴、告発、仮 処分の申請、訴えの提起等の法的措置を講じるものとする。

(不当要求行為等発生時の措置)

第9条 対策責任者は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに相手方に対して注意若しくは警告を発し、退去を命じ、排除を行い又は警察への通報等の措置をとり、併せて不当要求行為等発生通知票により委員会に報告しなければならない。

(職員への配慮等)

- 第10条 市長は、職員が第5条第4項の規定による通知を行ったことにより、正当な 理由なく不利益な取扱いを受けることがないよう必要な配慮を行わなければなら ない。
- 2 市長は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から 個人として職場内外で不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をする とともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当な権利侵害を受ける こととなった職員に対し、関係機関への連絡、弁護士のあっせん等の必要な援助を するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表 (第6条関係)

企画経営部長
総務部長
健康福祉部長
建設部長
企画経営部企画政策課長
総務部人事課長
総務部市民安全課主幹
総務部契約管理課長